

第 145 回 総会

南部町農業委員会会議録

平成 29 年 9 月 6 日開催

南部町農業委員会

第 145 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 9 月 6 日 (水) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 9 月 6 日 (水) 午後 2 時 19 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番	赤 石 敏 文			
会長職務代理	10 番	中 村 文 男			
委 員	2 番	石 橋 薫	3 番	堀 内 重 男	
	4 番	砂 庭 周 平	5 番	工 藤 信 仁	
	6 番	佐々木 一 雄	8 番	松 村 範 明	
	9 番	滝 田 信 彦	11 番	河守田 雄 一	
	12 番	野 田 清 八	13 番	山 田 憲 幸	
	14 番	川守田 雄 一	15 番	梅 内 勝 治	
	16 番	奥 瀬 修 一			

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 7 番 三 浦 恵美子

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟
主 幹 佐 藤 慶
総括主査 沼 畑 ゆ き 子

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 4 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 6 議案第 2 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 145 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>農作物収穫時期のお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。 今年は、米の不稔<small>ふねん</small>があるのではないかと心配されております。 先月から行っている農地パトロールについて今月も引き続き行うこととしているので、よろしく願います。また、今月 22 日は南部町を会場として三八地区農業委員会大会が開催されるので、委員の皆さんの協力をお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名となっております。委員定足数に達しておりますので、第 145 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 5 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>の だ せい はち 1 2 番 野田 清 八 委員</p> <p>や ま だ の り ゆ き 1 3 番 山田 憲 幸 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第23号につきましては、2番 石橋 薫 委員の親族が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>それでは、石橋 委員の退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時07分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第23号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は6件で、所有権の移転に関するものが5件、使用貸借の権利の設定に関するものが1件であります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 一雄 調査員</p>
<p>佐々木調査員</p>	<p>6番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る8月31日、滝田委員と中央公民館及び現地において、議案第23号・農地法第3条、議案第24号・南部農業振興地域整備計画の変更に関する案件について、調査を行いましたので説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び貸付人、譲受人及び借受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、借受人が新規に営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号3番、4番、5番、6番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第23号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで石橋 薫 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時11分着席)</p>

議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 2 4 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 2 4 号について、ご説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更につきましては 1 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 一雄 調査員</p>
佐々木調査員	<p>議案第 2 4 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農用地区域外の土地を代用することが困難である ②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない ④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない ⑤土地改良法による事業の工事完了後 8 年を経過している <p>の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の変更理由は、自然災害による土砂流入により農地として利用できなくなり、植林するため農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹

議案第24号について、補足いたします。

番号1番の申請地の位置ですが、南部・相内地区で、南部町医療センターから北西約2.7キロメートルの山あい位置し、付近に町道が通っています。

事業内容は、自然災害により申請地に隣接する山から流入した土砂の撤去が困難で、農地として利用できなくなったため、植林するものです。

農地区分については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地の転用は、原則として許可することができないのですが、自然災害によるものであることから、除外については問題ないと考えます。

以上、補足説明を終わります。

議長

議案第24号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。佐藤主幹

議案第25号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号1番の利用目的は田、期間は4年6ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第25号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 145 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 9 分)</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 9 月 6 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員